

11.3

なぜ9条があるのか？

憲法をいかす福島県民集会

プログラム

開会あいさつ 角田政志 呼びかけ人代表

主催者あいさつ 高橋哲哉 呼びかけ人代表

講演

テーマ：日本国憲法の平和主義

なぜ9条なのか

講 師：学習院大学 専門職大学院 法務研究科

教授 青井 未帆 さん

質疑・応答

閉会あいさつ 二瓶由美子 呼びかけ人代表

と き：2025年11月3日（月・祝） 午後1時15分～午後3時30分

ところ：福島市「ラコバふくしま」5階

憲法をいかす福島県民の会

〒960-8105 福島県仲間町4番8号

（福島県平和フォーラム内）

TEL:024-522-6101

FAX:024-522-5580



日本国憲法の平和主義

なぜ9条なのか

学習院大学 青井 未帆

- 1 状況の概観
- 2 そもそも憲法9条とは？
- 3 安全保障政策の「大転換」の意味
- 4 「平和主義」を貫くために

○ なぜ9条があるのか？

- ・強まる「安全保障環境の悪化」
- ・「冷笑的な文化」に抗する
→ 抵抗の手がかりとしての憲法
- ・見識としての「統帥権の独立」

1 状況の概観

- ・高市政権の誕生、トランプ大統領
- ・国境というボーダーが再び濃くなっている
← いったんはボーダーレスと言われたが…
- ・でも、昔のようには戻らない
→ 多層的な空間へ：国家は残るが地域法色強い
- ・何が変わらないか → 国家に残される**実力統制**
+ **生身の人間**

2 そもそも憲法9条とは? → 「日本型平和主義」の枠組み

日本国憲法第2章 = 第9条

← 統帥権等の削除の結果
(大日本帝国憲法)

→ 安全保障問題を根っこ部分で規定

← 最大の権力行使になりうる

→ 直接に、身体を持つ私たちの生活や自由に影響を与える



6

日米安保条約締結+自衛隊創設

- ・極めて難しい問題を孕んでいたので、
国家的にも「見せる場面」を分けて扱われることに

「舞台上」：厳しい与野党対決、裁判所
「舞台裏」：法制官僚の解釈、背広組の仲介
実務者間の協議

私たち = 主に観客

: 舞台上の人たちも、舞台裏の人たちも
観客の視線を常に意識してきた

→ 観客の「感度と見識」の変化
→ 舞台にも影響
← 演題・演目に選ばれない

7

8

明治憲法と統帥権

- ▶ 明治憲法以前に「事実」として存在した「統帥権の独立」
- ▶ （「事実上の慣習と実際の必要とに基くもの」美濃部達吉）
- ▶ 「魔法の杖」（司馬遼太郎）

- ▶ 「天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス」（明治憲法11条）
- ▶ 作戦・用兵に関する統帥事務については国務大臣ではなく、陸軍においては参謀総長、海軍においては軍令部総長（統帥部）が補翼する：国務大臣の輔弼の排除

憲法と一緒に考える

憲法付属法

: 国会法、公職選挙法、内閣法、
国家行政組織法、国家公務員法、
地方自治法、国民投票法など

← 憲法と同時並行で制定作業された

「個人の尊厳」（憲法24条）に基づく「個人の尊重」（憲法13条）

= 人権の根拠 ← 平和が前提 ← 何が平和？

★ 個人の人権が保障するために国家が存在する

→ 権力分立

→ 憲法改正でなくとも「国のかたち」は変わる

← 安全保障は一つの典型例

: 改正なく、日米安保、自衛隊
日米安保については「ガイドライン」

← そういうことがなぜ可能なのか？
= 観客の感度と見識が問われる問題

11

12

3 安全保障政策の「大転換」

- ・2022年12月16日
安保関連3文書を閣議決定で改定
- ・大軍拡 → 「5年間で43兆円の防衛費増額」「防衛財源確保法」「防衛産業支援法」
- ・戦略の執行段階へ → 「わが街」レベルへ

安保3文書

● **国家安全保障戦略** (国家安保戦略)

3文書のうち最上位。外交・防衛政策を中心とした国家安全保障の基本方針。

← 「国防の基本方針」1957年(岸)、国家安保戦略(2013年)

● **国家防衛戦略** (「防衛計画の大綱」(防衛大綱))

1976年(三木)～

国家安保戦略を踏まえて、防衛力の在り方や保持すべき防衛力の水準を規定。

● **防衛力整備計画** (「中期防衛力整備計画」(中期防))

1985年(中曾根)～

防衛大綱が定める防衛力の目標水準の達成のために、今後5年間の防衛経費の総額や主要装備の整備数量を示すもの。

← 同時改定ははじめて

「今回の決断は、**日本の安全保障政策の大転換**ですが、**憲法、国際法の範囲内で行うもの**であり、非核三原則や専守防衛の堅持、平和国家としての我が国としての歩みを、**いささかも変えるものではないと**いうことを改めて明確に申し上げたいと思います。」(施政方針演説、2023年1月23日)

⇨ この間の憲法論からの切り離し

- ・2013年 内閣法制局長官人事、特定秘密保護法、NSC法
- ・2014年 集団的自衛権行使容の認閣議決定
- ・2015年 安保法制
- 2022年 安保3文書閣議決定

「ひとまとめり」：2022年で最終段階

← 総合的な戦略指針であること

* もはや安保政策論が憲法論とならない

← 政府の憲法解釈論は妥当性を確保しない

問題点 → **内閣の総合的判断**に「おまかせ」

国会・裁判所・地方自治における
抑制均衡が不十分

← 法制上の理由

→ 憲法改正が本格化しなくとも、

国のありようは着実にさらに変化する

安全保障が多くの分野で語られるように

・経済、学問、宇宙、AI、産業 等々

**正式な改憲論議とは別に
事実の積み上げが進んでいる**

- ・米軍との一体化、米豪印軍との協力体制
- ・米豪軍武器等防護
- ・防衛費増大

また、**武力攻撃事態手前部分**が「安全保障」

・**国民主権**のもとでの「国のありようの変化」

←これまでの改正よりも不面目
に行われてよいのだろうか？

- ・過去、真面目に憲法が語られてきたことを想起する必要がある

17

18

19

20

4 平和主義を貫くために

- ・権力分割 → 仕事の振り分け

必要なこと

- ・任にあたる者に役割を再確認させる
- ・冷笑的になることに何のメリットもない

ことを私たち相互に確認

改めて、武力行使原則違法化の意味や
「力の統制」の知恵を再考する

主権 (=統治権) ← 国際法による制約
主権をコントロールする知恵 =
← 近代憲法による制約
・・・ちからの統制

→ 「統帥権の独立」という失敗を忘れていいのか?

= ちからの統制の失敗

← 亡くなるのは生身の人間
「人との関係」が奪われることの理不尽さ

: この立脚点から離れてはいけないはず

21

22

23